

# 2026みのわ祭り出店を募集します

募集要項、出店ルールをよく確認いただき、お申込みください。

## 出店募集要項

- 1 日 時** 2026年7月25日（土）（※荒天時翌日開催/翌日荒天の場合中止）
- 2 営業時間** 午後2時から午後8時まで ※開始終了時間が1時間変更となります
- 3 販売場所** 町道 6 号線沿い（役場入口交差点をはさみ東西）  
国道153号線沿い（役場入口交差点をはさみ南北）  
※別紙レイアウト案参照・出店場所は出店者会議での抽選で決定
- 4 出店料** テント区画/1区画（2間×1.5間分）：18,000円（2025：15,000円）  
※1区画の中に複数のテントを張ることは可能です。  
移動販売車/1台分：23,000円（2025：20,000円）  
※テント区画・移動販売車ともに、出店責任者が箕輪町内に住所を有する場合、又は本社が町内にある場合は、規定の金額より3,000円割引きます。  
※発電機持参の移動販売車については、さらに2,000円割引します。  
例）町内に住所を有する場合：23,000円-3,000円-2,000円=18,000円
- 5 申込方法** 別紙の申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、事務局までお申し込みください。  
※1出店者につき2区画（移動販売車含む）までを上限とします。  
※運営面、安全面を配慮し、昨年度より区画を減らす予定です。  
応募者多数の場合、町内事業者を優先出店とし、それ以外は6月24日出店者会議の開始前に抽選会を実施して決定します。  
**申込締切 5月29日（金）必着**
- 6 出店者会議** 出店には、出店者会議への出席が必要です。出店責任者又は代理の方の出席をお願いします。※欠席の場合は出店できません。  
**日時：6月24日（水）午後7時から9時（予定）**  
**会場：箕輪町役場 3階 講堂**  
**内容：出店料支払い（お釣りの無い様に持参ください）**  
出店ルール・注意事項・諸連絡の説明  
当日の出店位置の決定（抽選）など
- 7 その他**
  - ・裏面出店ルールを熟読の上、決まりに沿った内容で申込み、必要な許可証等を添付してください。
  - ・飲食・食品営業の場合、食品営業等の賠償責任保険の加入を薦めています。
  - ・長野県暴力団排除条例に基づく手続きが必要となります。必要書類をご提出ください。

<申込書提出・お問合せ先>

2026みのわ祭り実行委員会事務局（箕輪町役場 商工観光課内）  
〒399-4695（住所記入不要）TEL 0265-79-3171 FAX 0265-79-0230  
メール kankou@town.minowa.lg.jp

申込書は箕輪町ホームページからもダウンロードできます。

# 2026みのわ祭り出店ルール

以下、出店ルールを十分に理解・遵守の上、お申込ください。

## ① 出店者会議に必ずご出席ください

出店位置等の決定、注意事項、諸連絡を伝達する会議です。出席されない場合には出店できません。必ず責任者又は代理者の出席をお願いします。なお、会議以降の出店料返金及び出店区画の変更はいたしません。

## ② 出店は、法令を遵守し、保健所等の指導に従ってください

法令に抵触する商品の販売、来場者及び他の出店者とのトラブルや苦情の恐れのある商品の販売は禁止します。また、未成年や自動車等を運転する者への酒類の販売及び提供は罰せられます。絶対に行わない様にしてください。

\* 出店申込書に記載された以外の物を販売することはできません。食品等販売に許認可を要するものは、出店申込時に許可証の写しを添付の上、実行委員会及び保健所等の指導に従ってください。

\* 調理を伴う食品を複数取り扱う場合、①取扱品目ごとに許可が必要です（1許可1品目）、②それぞれについて、3面を仕切られ、必要な設備を備えたスペースが必要です。

\* 長野県暴力団排除条例に抵触する者の出店及び従事はできません。

\* 催事当日は、従業員全員が顔写真付きの身分証明書を携帯し、警察等から求めがあった際には提示できるようにしてください。

## ③ 準備・撤収は交通規制時間内に行ってください

出店会場は公道となるため、準備・撤収は、交通規制時間内に行ってください。毎回散見されます、交通規制開始前の荷物の積み下ろしや、解除後の撤去作業はルール違反となります。また、交通規制時間内は、許可を受けた移動販売車以外の車の乗り入れは禁止とします。

## ④ 営業は、指定された時間内で行ってください（午後2時から8時）

出店準備完了後も、指定された開始時間までは営業を行わず、実行委員会からの開始のアナウンスを待ってください。また、終了も指定された時刻までとし、実行委員会からの終了のアナウンス後速やかに撤収をしてください。指定された時間外の営業はルール違反となります。

## ⑤ 火器の取り扱いはご注意ください

火器（燃料発電機含む）を取り扱う場合は、申込書に記入してください。火器の取り扱いがある場合は消火器を用意するとともに、消防署及び実行委員会の指導には従ってください。

## ⑥ 汚れ、ゴミの清掃及び分別は徹底してください

撤収に際し、周囲へのゴミや油汚れの放置などが無い様、清掃を徹底してください。また、別に指定するゴミ回収場所でのみゴミの回収をしますが、分別の徹底をお願いします。清掃、分別等に関する実行委員会の指導に従わない場合は、ルール違反とみなします。

## ⑦ 当日及び翌日の片付け作業には必ず出席してください

当日終了後及び翌朝の会場清掃には、各出店者1名以上必ず出席してください。

## ⑧ 出店は自己責任でお願いします

出店及び販売品に関する事故、販売に関するトラブル、来場者、他事業者とのトラブルについては一切責任を負いかねます。また、実行委員会等の指導には従ってください。

## ⑨ ルールに違反し、実行委員会等による指示に従わない場合は、出店停止とします

上記ルールに違反し、実行委員会等による指示に従わない場合は、出店を停止し、出店の撤去等指示に従ってもらいます。また、次回の出店を受け付けない場合があります。